

平成25年度上期  
檜葉町 町政懇談会

説明資料

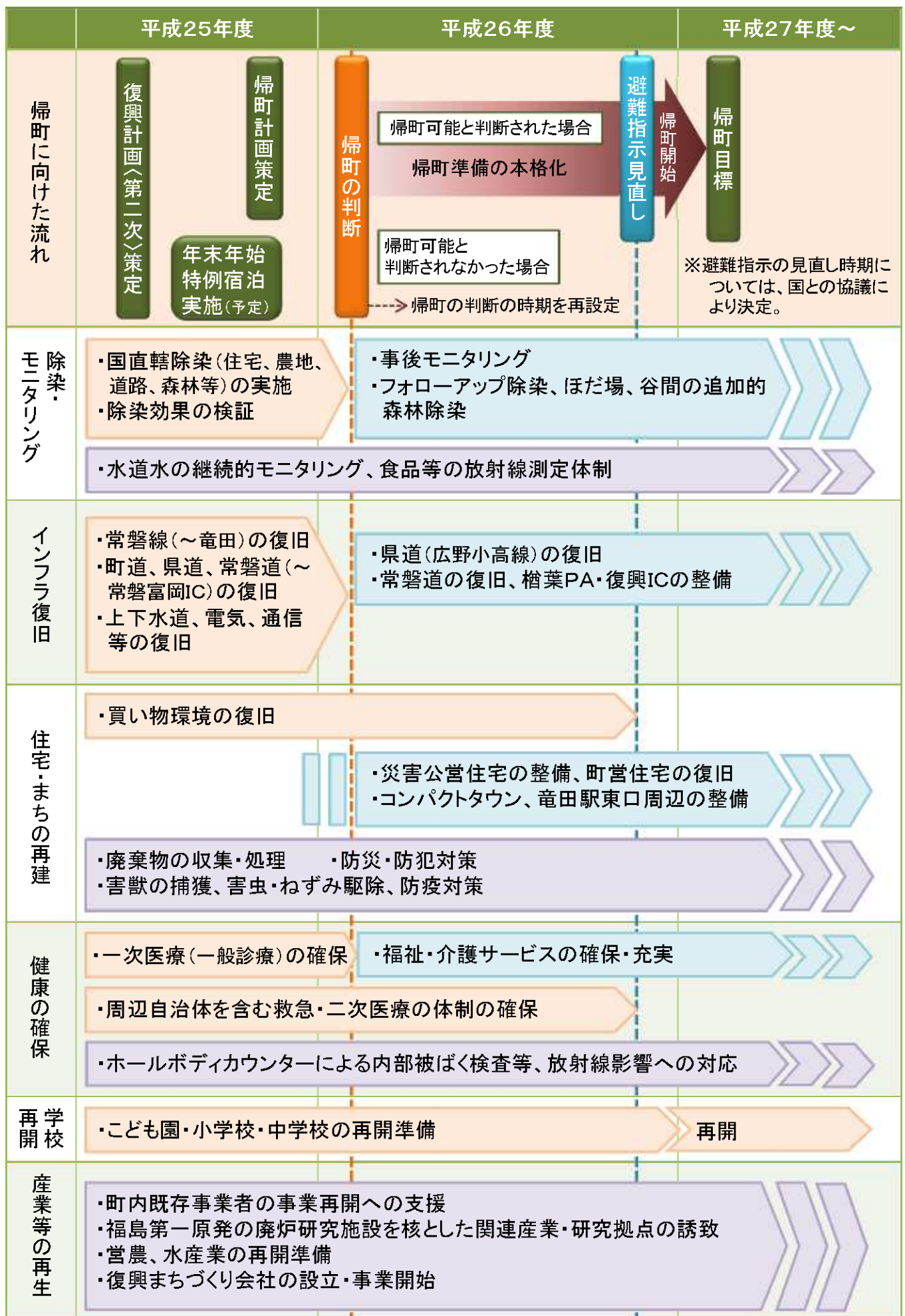
平成25年10月  
檜葉町

# － 目 次 －

1. 帰町に向けた復旧・復興の取組 .....	1
2. 除染及び保管庫について .....	2
3. お知らせ .....	4
(1) 原子力損害賠償について	
(2) 避難生活に対する支援について	
(3) 住宅再建に対する支援について	
(4) 下水道・浄化槽等について	
(5) 町道等の通行について	
(6) 町内における廃家電の回収について	

# 1. 帰町に向けた復旧・復興の取組

【復興推進課】



## 2. 除染及び保管庫について

【放射線対策課】

### (1) 除染の実施状況

24年度と25年度の2年間かけて、町内の生活圏及び林縁部から森林側に20m入った部分、農地、道路等の除染を実施しています。

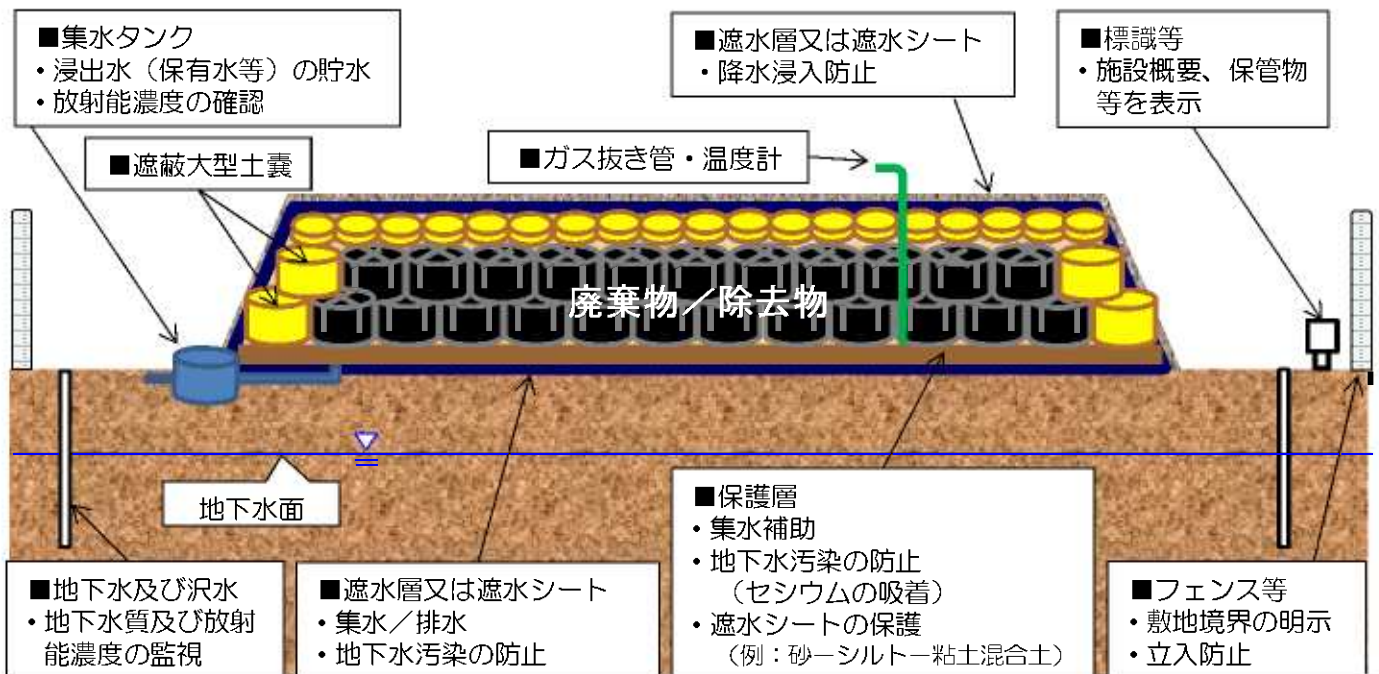
実施時期	行政区数	行政区名称	同意取得率 (%)	除染進捗率 (%)				
				住宅地等	農地	草地・荒地	道路	森林
24年度	14	波倉、繁岡、営団、下繁岡、上繁岡、松館、旭ヶ丘、大谷、大坂、乙次郎、上小埜、榎ノ木下、下小埜、女平	99	83	90	0	48	90
25年度	6	上井出、下井出、北田、前原、山田浜、山田岡	95	12	6	0	0	8
総計	20		97	49	64	0	32	66

### (2) 今後の除染 (予定)

- 除染後、「事後モニタリング」を行い、除染効果の維持を確認します。
- 万一、新たな汚染や取り残しの箇所が発見された場合には、線量等に応じてフォローアップ除染を行います。
- ほだ場や谷間の追加的森林除染を実施します。【→別紙参照】

### (3) 仮置場の管理

目視による巡回、空間線量率・温度・ガス濃度等の測定、周辺地下水や浸出水の監視等を定期的の実施します。



仮置場断面図 (例)

#### (4) 中間貯蔵施設(保管庫)の現地調査結果【速報】

町内波倉地区を調査候補地として、環境省による調査が行われており、9月25日の町議会全員協議会にて調査結果(速報)について、環境省から説明がありました。

現地調査は、ほぼ終了していますが、地下水の観測、現地踏査の結果も踏まえた地質解析と室内試験を引き続き実施しています。

##### <現地調査結果【速報】>

##### ■現地調査(現地踏査・ボーリング調査14カ所)について

環境省は調査結果を踏まえた評価として、**低地、丘陵地の下部に堅固な大年寺層が分布することから、土壌や廃棄物の貯蔵施設を設置することが可能と判断。**

- ①調査区域周辺地域の地形は、「丘陵地」、「谷幅の狭い低地」が出現している。
- ②地形と分布する地質の関係として、谷地形の低地には沖積層(粘土やシルト等で構成されている堆積物)が丘陵地には大年寺層が分布することを確認。
- ③大年寺層は、均質な砂質泥岩～泥質砂岩となっており、風化はほとんどないことが確認。
- ④大年寺層の地質構造は、海側に1°～2°程度で緩く傾斜しており、断層による地層の変位・変形がないことを確認。
- ⑤地下水位は、低地の沖積層の地表付近に地下水位を確認。

##### ■環境調査について(気象、大気質、騒音・振動、悪臭、水質・底質、土壌、動物、植物、景観などの項目で調査を実施)

調査結果を踏まえた今後の対策の方向性としては、周辺の動植物及び生態系は、海岸沿いの産地、草地、水田、湿潤な傾斜地や岩場、小規模な河川で認められるものが混在し多様性が認められるため、動植物の分布状況を勘案し、**施設設置のための直接改変地域から除外した環境の保全エリア**(当該地域に生息・生育する生物を保全するとともに、代替生息・生育地とすべく環境の創出・管理等を行う地域)**を設置することを検討すべきと判断。**

#### (5) 内部被ばく検査

ホールボディカウンターにより、放射線の内部被ばく検査を実施しています(平成23年6月27日～、受診箇所:福島県、ひらた中央病院、常磐病院、メディカルセンター)。

【実績】受診者数:2,256名(男性:1,053名、女性:1,203名)  
(H25.8.31現在)

※4歳未満児の受診者数:43名(平成25年8月3日から8月25日にかけて希望者が受診)



#### (6) 空間線量計貸出し

一世帯に1台、空間線量の測定器の貸出しを実施しています(平成24年4月～)。

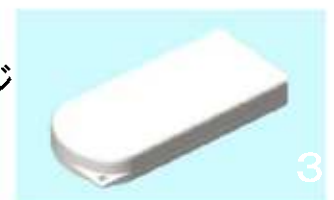
【実績】貸出数:1,784台(H25.8.31現在)



#### (7) 外部被ばく線量計(ガラスバッジ)貸出し

全町民を対象に、外部被ばく線量の把握を目的に、ガラスバッジの貸出しを実施しています(平成25年3月～)。

【実績】貸出数:2,884台(H25.8.31現在)



### 3. お知らせ

【生活支援課】

#### (1) 原子力損害賠償について

原子力損害賠償は、「家財賠償」、「精神的賠償」、「土地・建物等の財物賠償」等に関する請求の受付が行われています。

○「家財賠償」については、多くの方々の請求が済んでいます。

○「精神的賠償」については、東京電力から個別にダイレクトメールを発送していますが、25年5月末現在で、377名の方が未請求となっています。

○「土地・建物等の財物賠償」については、様々なケースがあり、請求や手続きが進んでいません。町から送付した「課税証明書」を東京電力コールセンターに送付する必要があります。

■お問い合わせ先:

生活支援課 損害賠償支援係 電話 0246-46-2551 (内102)

東京電力(株)いわき補償相談センター 電話 0246-22-8841

東京電力(株)財物賠償相談専用ダイヤル 電話 0120-926-596

#### (2) 避難生活に対する支援について

##### ① 応急仮設住宅及び借上げ住宅の住み替え

住宅の住み替えについては、これまで一度に限り認められていましたが、今後は**次のいずれかに該当する場合のみ認められます**。

- ・貸主側の都合による住み替え(住宅の老朽化により取り壊す場合など)
- ・遠方から地元方面への住み替え  
(県外から県内に戻る場合、就学・就労で地元方面に戻る場合など)
- ・やむを得ないと判断された事情に該当する場合(事件・事故、病気や怪我の場合)

住み替えを希望される場合には、必ず生活支援課までご相談ください。

■お問い合わせ先:

生活支援課 仮設住宅係 電話 0246-46-2551 (内108)

##### ② 義援金の配分

国・県義援金の追加配分(第5回目)が行われました。

一人当たり34,500円の配分額を9月上旬までに以前振り込みを行った際の口座に振り込ませていただきましたので、通帳記帳によりご確認ください。

■お問い合わせ先:

生活支援課 損害賠償支援係 電話 0246-46-2551 (内102)

##### ③ 会津米の配布

今年度も、会津産の新米(一世帯当たり10kg)の配布を実施します。10月中頃に発送予定です。

## (3)住宅再建に対する支援について

## ①家屋の被害状況調査

町では、住まいとして使用していた家屋の被害状況調査を実施しています。

この調査は、家屋の被害の程度を判定するもので、被害の程度に応じて、被災者生活再建支援金の受取や、被災家屋の解体について申請することができます。

【実績】受付数：平成24年度 976件 平成25年度 189件（H25. 7. 1現在）

■お問い合わせ先：

生活支援課 生活再建係 電話 0246-46-2551（内102）

## ②被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金とは、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」からなる制度です。

## ＜対象となる世帯＞

- ・居住していた家屋の被害程度が**全壊(全焼・全流失)**判定を受けた世帯
- ・居住していた家屋の被害程度が**大規模半壊**の判定を受けた世帯
- ・居住していた家屋の被害程度が**半壊であって、危険を防止するためなどやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体させられた世帯**

## ＜支援金額＞

○り災判定が**全壊・大規模半壊**の場合

■「基礎支援金」（世帯人員数により異なります。）

全壊：75万円又は100万円 大規模半壊：37.5万円又は50万円

■「加算支援金」（世帯人員数、再建方法により異なります。）

全壊：75万円～200万円 大規模半壊：75万円～200万円

○り災判定が**半壊**の場合

環境省が実施する家屋解体に該当し、解体を行った場合のみ受給することができます。

基礎支援金、加算支援金のそれぞれが全壊の額で支給されます。

■お問い合わせ先：

生活支援課 生活再建係 電話 0246-46-2551（内102）

## ③被災家屋の解体申請受付

環境省では、東日本大震災により被災した家屋について、所有者の方からの申請に基づき解体工事を実施することとなり、現在、解体申請を受け付けています。

## ○対象

居宅・附属建屋(倉庫・物置等)で、り災証明により「半壊」以上の判定を受け、生活環境上支障のあるもの(※附属建屋はり災証明不要)

## ○申請期間

平成25年9月9日～平成26年1月31日 受付時間 8:30～17:00 (土日祝日、  
年末年始を除く。)

## ○受付場所

檜葉町役場 いわき出張所内 受付窓口(環境省委託業者により申請受付)

※なお、避難の長期化に伴い、生活環境上の支障が生じている家屋についても一定の要件に該当する場合、現在、国により解体を行うよう検討しています。対象となる建物及び申請方法等については、改めてお知らせします。

## ■お問い合わせ先:

檜葉町被災建物解体受付窓口 電話 0120-047-500

## ④津波被災者の住宅再建

災害危険区域に設定する移転促進区域内の被災宅地等の買い取りについては、現在、残存している被災建物の鑑定評価を実施しており、書類等の準備ができ次第、手続きに入らせていただく予定です。

移転先地の住宅団地及び災害公営住宅整備については、早期の用地確保を図り、平成26年度中の完成を目標としています。

## (4) 下水道・浄化槽等について

## ○下水道

平成25年9月現在で、町内ほぼ全域で使用可能となっています。これに伴い、上水道の使用再開を希望される場合は、双葉地方水道企業団まで直接お申込みください。

## ■お問い合わせ先:

双葉地方水道企業団 総務課 営業係 電話 0240-25-5323

## ○浄化槽等

・浄化槽や汲み取り便槽を利用されている場合、**合併浄化槽新設**(被災による入替も可)に係る**補助制度**があります。詳しくは建設課下水道係までお問い合わせください。

## ■お問い合わせ先:

建設課 下水道係 電話 0246-46-2551 (内223)

・また、汲み取り便槽、浄化槽に震災以前からたまっていたし尿や汚泥を1回に限り環境省が回収することとなり、平成25年7月から調査票を全世帯及び事業所に送付し、その回答に基づき、委託業者が平成25年8月から回収を実施しています。

## ■お問い合わせ先:

環境省福島環境再生事務所浜通り南支所 電話 0240-25-8993



## (5) 町道等の通行について

現在、町道及び下水道の災害復旧工事に伴い、町内各所で車両等の通行規制を行っています。しばらくご不便、ご迷惑をお掛けしますが、現地の案内看板や誘導員の指示により安全に通行されますようご協力をお願いします。

また、町道の復旧工事箇所には、通行上支障が無いように道路の応急処置(砂利等)は行っておりますが、通行には十分注意してください。

## (6) 町内における廃家電の回収について

環境省では、檜葉町内のご自宅で不用となった廃家電の回収を今年7月から開始しています。回収については、基本的に、行政区別に回収期間を定めて回収を行っています。回収を希望される場合には、受付コールセンターへのご連絡をお願いします。



※上記以外の電子レンジ、ファンヒーター、空気清浄機、精米機、餅つき機等は粗大ごみとして回収します。

## ■行政区別回収状況

回収期間	回収対象行政区	計	2011/3/11	回収・受付率
7月1日～8月30日	波倉、営団、松館、上繁岡、山所布、乙次郎、旭ヶ丘、上小埜、椴木下、女平、大坂	353	632	55.9
9月2日～10月31日	繁岡、下繁岡、大谷、下小埜	317	735	43.1
11月1日～1月31日	上井出、下井出、北田	127	940	13.5
2月3日～3月31日	山田岡、前原、山田浜	34	581	5.9

831件      2,888件      28.8%

## ■受付コールセンターの連絡先

連絡先	電話：0120-03-3965 FAX：0120-03-3967
受託業者	株式会社ダブリュファイブ・スタッフサービス
受付時間	電話：月曜日～金曜日(祝日等は除く) 8:30～17:00
	FAX：終日受付可能

## 別紙：森林除染の今後の方向性(イメージ)

### A 住居等近隣

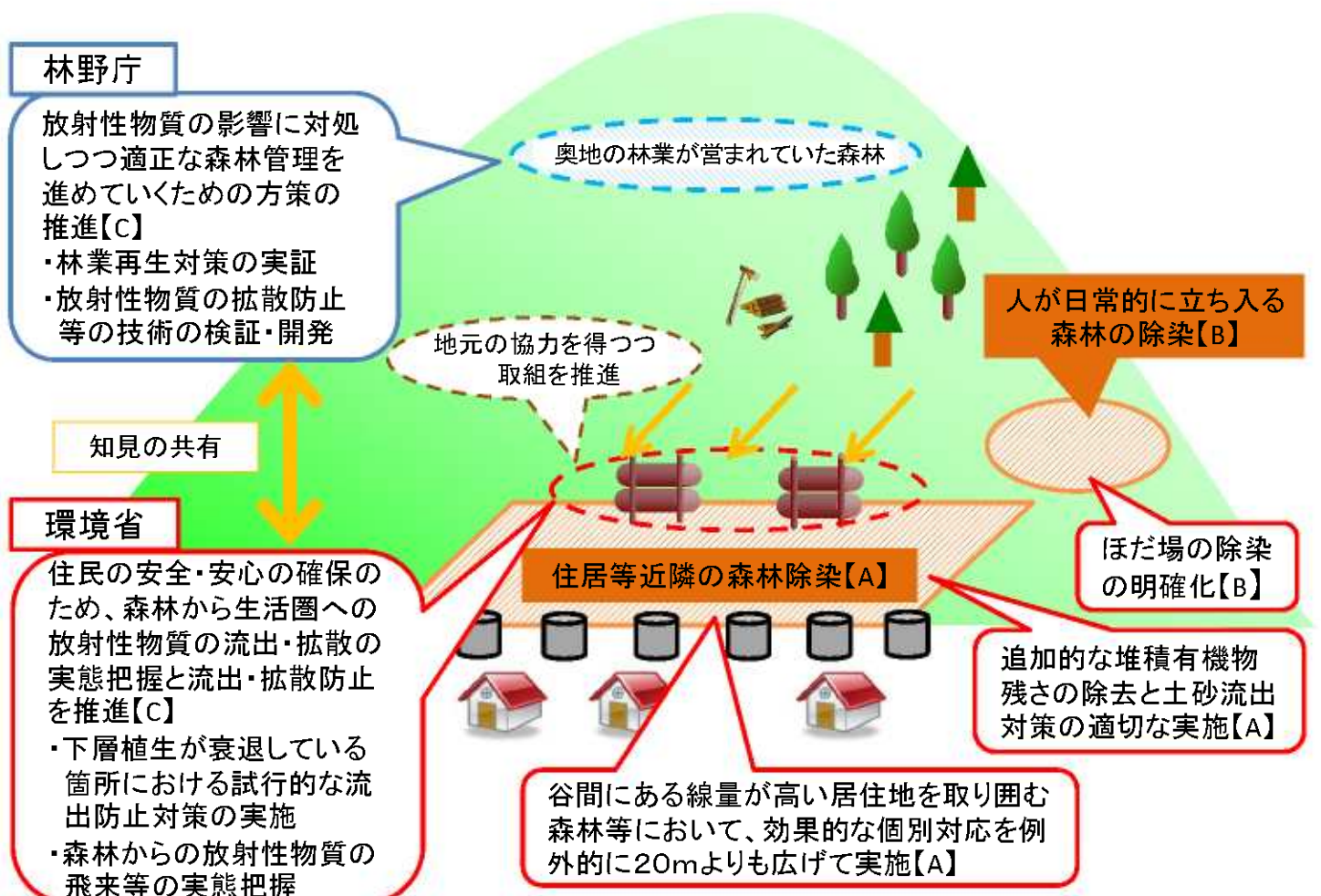
- 落葉等堆積有機物の除去により、除染の効果が得られない場合、林縁から5mを目安に、追加的に堆積有機物残さ(土壌表面に残った堆積有機物のくず)の除去を可能とする。なお、実施の検討にあたっては、土壌流出のリスクの増加に留意が必要である。
- 一般には、林縁から20m以上を除染することの線量低減効果は限定的だが、谷間にある線量が高い居住地を取り囲む森林等については、現在行っている面的な除染を実施した後においても、相対的に当該居住地周辺の線量が高い場合には、効果的な個別対応を例外的に20mよりも広げて実施することを可能とする。

### B ほだ場

- ほだ場については、栽培の継続・再開が見込まれる場合(直轄地域にあつては現行除染実施後)、住居等近隣の除染方法に準じ、ほだ木の伏せ込み等を行う場所及びその周辺20m程度の範囲の落葉等堆積有機物の除去を可能とする。

### C 森林全体

- 環境省と林野庁が連携し、各種取組を推進する。
- 環境省は、住民の安全・安心を確保するため、森林から生活圏への放射性物質の流出・拡散の実態把握と流出・拡散防止対策を推進する。具体的な取組内容は以下のとおり。
  - (i) 住居等に隣接している森林の林縁から20m以遠の下層植生が衰退している箇所について、放射性物質の流出対策の効果や流出の影響等を調査するため、数箇所において木柵工の設置等試行的な放射性物質の流出・拡散防止対策事業を実施
  - (ii) 林縁において、風向計、連続自動線量測定装置を設置し、風向・風況による線量変動の調査、ダストサンプリングによる飛来物質の放射性濃度の測定を実施



前田JVによる榊葉町の本格除染開始から1年を経過しようとしています。榊葉町の住民の皆様には工事の立会等ご協力・ご理解を頂き、誠にありがとうございます。除染工事に関するご質問等については、右記コールセンターにて対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。また、ホームページにて除染に関する情報や除染工事写真等が閲覧できます。榊葉町から貸し出されているタブレットでも閲覧できますので、そちらもご活用ください。

榊葉クリーン WEBかわら版

<http://www.naraha-clean.net>

**榊葉町  
除染コールセンター**  
☎0246-46-0062

受付時間 [平日8:00~17:00]

前田・鴻池・大日本土木JV

町民の皆様からの除染工事に関する  
質問・相談を受け付けています。

## お知らせ

### ◎奇跡の一本松

甚大な津波の被害を受けた山田浜の海沿いに、津波に流されず生き残った一本の松の木があります。震災直後全住民の避難により一本だけ残ったことも知られず、人の手入れもされずただ松の木自身の生命力だけでこの場所にあり続けていたのでしょう。その姿は、榊葉町の今までとこれからを静かに見守り続けているようです。



### ◎熱中症にご注意ください。

除染作業所では除染作業員の熱中症対策として、サマータイムの導入、除染現場における氷の提供、気温・湿度の管理などを行っています。

9月になり暦の上では秋が近づいてきましたが、まだまだ暑い日が続いておりますので、住民の皆様も除染工事の立会い等で屋外に出るときには帽子を被る、定期的に十分な水分補給をまめに行うなどの熱中症の対策を行うようお願い下さい。



7月下旬暑さの厳しい中、榊葉町の花でありその象徴として毎年美しい花と香りを楽しませてくれていたヤマユリが今年も榊葉町のあちこちで咲き始めていました。ヤマユリが町の花とされたのは、鱈茎(ユリ根)が一つにまとまっている姿から人々の強い団結と協調しあい調和と統一のある町を願ったことだそうです。この花に込められた想いのように私達前田JVの職員・作業員一同団結し、榊葉町の除染作業に励んでいきたいと思っております。

## 工事実施状況

## <25年度本格除染>



JR木戸駅の除染 2013年8月6日

JRの除染が始まり、木戸駅ホームで除染作業が行われています。ホームの除染は、堆積物を除去しブラシ洗浄を行います。



山田浜地区仮置場 2013年8月6日

遮水シートの上に砕石を敷き均しています。その後、保護層の設置として山砂を敷き均します。



榊葉中学校の除染 2013年8月6日

榊葉中学校の屋外の除染が始まりました。プールは、プール内にたまっている水をバキュームで回収し、濁水プラントにて処理を行います。その後、壁や床面は高圧水洗浄を行います。また、校舎周辺の芝部分は剥ぎ取りを行い、植栽は根本付近の堆積物等を除去し枝払いを行います。



上井出地区仮置場 2013年8月6日

大型クレーンを使って、遮へい土のうを設置しています。



芝生の養生(下小埧地区) 2013年7月18日  
除染により芝の剥ぎ取りを行った榑葉南小学校の校庭で芝生の養生が行われています。



農地の除染(繁岡地区) 2013年7月24日  
畦道の除染を行っています。畦道は除草を行い、5cm程度の剥ぎ取りを行います。その後、土地に客土を行い畦道を築立し法面を仕上げて元の現況高まで復旧します。



屋根の除染(上小埧地区) 2013年7月19日  
瓦屋根は瓦を1枚1枚拭き取りにより除染を行います。



松館・旭ヶ丘地区仮置場 左:2013年3月26日 右:2013年7月23日  
昨年12月から造成工事が始まった松館・旭ヶ丘地区の仮置場は、現在では整地工事等を終え除染廃棄物が搬入されています。松館・旭ヶ丘地区の除染工事が終了し、全ての除染廃棄物の搬入を終えた段階で、除染廃棄物を入れた大型土のう袋のまわりに汚染されていない土を入れた大型土のう袋を置いて覆へし、さらに遮水シートで被います。そして遮水シートが風などで飛ばないように耐久性を有する押え土のうを設置していきます。



上繁岡地区仮置場 2013年7月12日  
上繁岡地区の仮置場では除染廃棄物減容施設の解体が進んでいます。減容施設の土台のコンクリートは重機等を使って解体され、搬出されます。

## 榑葉町からのお知らせ

### 除染工事の進捗状況について

平成24年度及び平成25年度の除染工事の進捗状況は以下のとおりとなっております。(H25.8.8現在)

区分	行政区名	行政区数	同意取得率(%)	仮置場進捗状況				除染進捗状況					
				数	面積(ha)	契約状況	作業状況	住宅地等(世帯)進捗(%)	農地(ha)進捗(%)	草地・荒地(ha)進捗(%)	道路(ha)進捗(%)	森林(ha)進捗(%)	低減率(%)
H24年度本格除染	波倉	1	96	1	2.4	9/1~	土のう運搬	95	92	0	34	99	—
	営団	1	98	1	2.0	2/1~	土のう運搬/造成工	81	91	0	0	98	—
	下繁岡	1	97	1	4.3	11/1~	圧縮梱包機運転/土のう運搬	99	99	0	43	99	—
	繁岡	1	98	1	4.2	9/1~	整備工/土のう運搬/砕石工	92	97	0	24	93	—
	上繁岡	1	97	1	4.8	9/1~	砕石工/土のう運搬	94	84	0	79	95	—
	松館 松館 旭ヶ丘 旭ヶ丘	2	98	2	3.4	2/1~ 11/15~	造成工	81	87	0	25	84	—
	大谷	1	98	2	6.6	10/15~	土のう運搬	83	100	0	81	99	—
	女平	1	97	1	2.1	町有地	運搬/破砕工	87	100	0	100	100	—
	榑木下 榑木下 上小埧 上小埧 下小埧 下小埧	3	98	3	0.8 6.4 3.3	国有林 4/1~ 12/15~	土のう運搬 土のう運搬 圧縮梱包機運転	90 67	97 58	0 0	24 0	79 46	— —
	小計	12	97	13	40.3			83	89	0	44	89	
先行除染	大坂	1	100	1	3.4	町有地	除染後線量調査	100			100	100	29
	乙次郎	1	100	1	0.6	国有林	除染後線量調査	100	100	100	100	100	21
	小計	2	100	2	4.0			100	100	100	100	100	25
H24計		14	99	15	44.3			83	90	0	48	90	
H25年度本格除染	上井出	1	88	1	5.4	4/1~	圧縮梱包機運転/土のう運搬	15	1	0	0	13	—
	下井出	1	97	1	5.5	4/15~	造成工	11	0	0	0	1	—
	北田	1	96	2	6.5	4/15~	造成工	8	33	0	0	0	—
	前原	1	95	1	10.5	5/15~	造成工	19	0	0	0	0	—
	山田岡	1	97	1	4.6	5/1~	土のう運搬	12	0	0	0	12	—
	山田浜	1	98	1	4.5	5/15~	造成工						
H25計		6	95	7	37.0			12	6	0	0	8	
総計		20	97	22	81.3			49	64	0	32	66	

お問い合わせ先：榑葉町 放射線対策課 除染係 電話 0246-38-6974